# 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)の概要

## 1. 補助対象

次に掲げる木造住宅

○昭和56年5月31日以前に建築されたもの

令和2年度までに市の補助金を受けて補強計画を策定した木造住宅、及び無料で補強 計画の策定を行った高齢者等住宅については、木造住宅の耐震改修事業(補強計画ー 体型)の補助金を検討する際はご相談ください。

## 2. 補助金交付までの流れ

補助金交付申請

補助金交付決定通知書

補強計画策定契約

※契約書を作成してください。

補強計画策定 (耐震診断)

耐震補強計画確認申請

<確認事項>

○耐震評点1.0未満の補強計画を 策定し、耐震改修工事をすることに よって、耐震評点1.0以上かつ0.3以 上あがることの確認

- ○補助金対象・対象外の内訳確認
- ○補助金対象経費の確認

耐震補強計画確認通知

工事契約

※契約書を作成してください。

耐震補強工事

中間確認(市職員が現場確認)

完了報告

補助金の支払い

### <補助事業の内容の変更> <補助対象経費の額の変更>

既存建築物耐震性向上事業計画 変更等承認申請書(様式第7 号) の申請が必要になる場合が あります。

## 3. 補助金の額

#### 100万円を限度

高齢者等居住住宅については120万円を限度

(65歳以上の方のみが居住する世帯および障害者と同居されている世帯等)

在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については15万円を限度